

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	土木部 道路維持課	
不利益処分名	道路占用に係る過料	
根 拠 法 令	徳島市道路占用料条例	
根 拠 条 項	第7条	
連 絡 先	(電話 621 - 5337)	
処 分 基 準	基 準 詐偽その他不正の行為(申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合等)により占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額の過料を科する。	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)